

白百合女子大学大学院学則

第1章 総則

第1条 白百合女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、キリスト教精神に基づく人格形成を教育の根本方針となし、学部における学術研究の基礎の上に、更に深い学識と高い研究能力とを養い、以て文化の向上と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

2 本学は、教育研究水準の向上を図り大学の目的および社会的使命を達成するため、自ら点検評価を行う。

第2条 本学大学院の課程は、修士課程および博士課程とする。

2 博士課程は、博士課程（前期）および博士課程（後期）に区分し、博士課程（前期）は修士課程として取り扱うものとする。

3 修士課程および博士課程（前期）は、広い視野にたつて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士課程（後期）は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条 本学大学院に、文学研究科を置く。

2 文学研究科の専攻および課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程
文学研究科	発達心理学専攻	博士課程（前期）・博士課程（後期）
	児童文学専攻	博士課程（前期）・博士課程（後期）
	国語国文学専攻	修士課程
	フランス語フランス文学専攻	修士課程
	英語英文学専攻	修士課程
	言語・文学専攻	博士課程（後期）

第3条の2 各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 発達心理学専攻（博士課程（前期））は、人間の生涯にわたる心と行動の発達とその臨床的な対応について、発達心理学および発達臨床心理学の立場から専門的に研究・教育を行い、専門的な知識、理論および技能を備え、他の領域の専門家とも連携しつつ幅広い分野で発達支援を行うことのできる人材の養成を目的とする。

(2) 発達心理学専攻（博士課程（後期））は、人間の生涯にわたる心と行動の発達とその臨床的な対応について、発達心理学および発達臨床心理学の立場から専門的に研究・教育を行い、高度に専門的な知識、理論および技能を備え、他の領域の専門家とも連携しつつ幅広い分野で発達支援を行うことができる人材、またこの領域に関する理論と知識の創生に寄与しうる人材の養成を目的とする。

(3) 児童文学専攻（博士課程（前期））は、児童の環境を形成する児童文学・児童文化の研究を通して、想像力と創造力に基づいた専門的知識をもった人材の養成を目的とする。

(4) 児童文学専攻（博士課程（後期））は、児童の環境を形成する児童文学・児童文化の研究を通して、想像力と創造力に基づいた専門的知識および高度な研究能力をもった人材の養成を目的とする。

(5) 国語国文学専攻（修士課程）は、国語および国語を用いて表現されたもの全般に関する研究をとおして体系的な専門知識を身につけ、研究者、教育者をはじめ、わが国の文化の発展に積極的に寄与しうる人材の養成を目的とする。

- (6) フランス語フランス文学専攻（修士課程）は、フランス語、フランス文学・文化およびフランス語教育の研究において体系的に学識を深め、幅広い専門知識と研究能力、言語運用能力を持ち、教育・研究機関のみならず多様な分野において、文化の進展に寄与しうる人材の養成を目的とする。
- (7) 英語英文学専攻（修士課程）は、イギリス文学・文化、アメリカ文学・文化、英語学・英語教育学の領域において、体系的に学識を深め、高い専門性と幅広い教養を学び、修得した専門知識や研究能力を基盤に、将来、研究職や英語教育の場で活躍できる人材、ならびに高い英語運用力を活用して、国際社会にも寄与しうる人材の養成を目的とする。
- (8) 言語・文学専攻（博士課程（後期））は、日本語、フランス語、英語およびそれらの言語を用いて表現されたもの全般に関する学術研究の方法を身につけ、国際的・学際的な視野にたつ深い学識と高度な専門的研究能力を磨き、専門分野に新たな知見を加えて、その発展に寄与し、また学識を広く社会に還元できる研究者、教育者の養成を目的とする。

第4条 修士課程および博士課程（前期）の修業年限は2年とし、博士課程（後期）の修業年限は3年とする。

- 2 在学期間は、修士課程および博士課程（前期）では4年、博士課程（後期）では6年を超えることができない。

第5条 本学大学院修士課程または博士課程（前期）に2年以上在学し、正規の授業を受け、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士学位論文または特定の課題についての研究の成果（以下、「修士学位論文等」という。）の審査に合格した者に、修士の学位を授与する。

- 2 前項において、修士学位論文の審査または特定の課題についての研究の成果の審査のいずれかを選択することができるのは、次の各専攻とする。

国語国文学専攻

フランス語フランス文学専攻

英語英文学専攻

- 3 本学大学院博士課程（後期）に3年以上在学し、正規の授業を受け、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士学位論文の審査に合格した者に、博士の学位を授与する。
- 4 本学大学院を経ないで論文を提出して博士の学位を請求した者についても、その論文が前項の規定により学位を授与される者と同等以上の内容のものであり、かつ専攻分野に関し、同様に広い学識を有することを試験により確認されたときは、博士の学位を授与する。

第5条の2 修了の時期は、学年末とする。ただし、前学期の終了日までに前条に規定する要件を満たした場合は、これを前学期終了時とすることができる。

第6条 本学大学院の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	修士課程・博士課程（前期）			博士課程（後期）		
	専攻	入学定員	収容定員	専攻	入学定員	収容定員
文学研究科	発達心理学専攻	10	20	発達心理学専攻	4	12
	児童文学専攻	6	12	児童文学専攻	3	9
	国語国文学専攻	6	12	} 言語・文学専攻	5	15
	フランス語フランス文学専攻	6	12			
	英語英文学専攻	6	12			

第7条 本学大学院の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 1学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から 9月30日まで

後学期 10月1日から 3月31日まで

第8条 休業日は、次のとおりとする。

1. 日曜日
2. 国の祝日に関する法律に規定する休日
3. 本学の創立記念日 6月29日
4. 夏期休業 7月21日から9月30日まで
5. 冬期休業 12月21日から翌年1月7日まで
6. 春期休業 3月20日から3月31日まで

学長は必要がある場合、休業日もしくは休業期間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

第2章 教員組織ならびに管理運営

第9条 本学大学院における授業科目の授業および研究指導を担当する教員は、本学大学院担当教員資格を有する本学の教授、准教授および講師をもって充てる。

- 2 教育研究上必要があるときは、授業科目の授業を担当する教員は、助教および兼任講師をもって充てることができる。

第10条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科委員会の推薦にもとづき、学長が任命する。
- 3 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して4年を超えることはできない。

第11条 研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長、大学院担当専任教員、カトリック教育センター長および基礎教育センター長をもって構成する。
- 3 研究科委員会は研究科長が招集し、その議長となる。
- 4 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 1. 学生の入学および課程の修了
 2. 学位の授与
 3. 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 5 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長および研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第3章 入学、休学、復学、退学、除籍、再入学、留学

第12条 本学大学院修士課程・博士課程（前期）に入学し得る者は次の資格を有する者とする。

1. 大学を卒業した者
 2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構より学士の学位を授与された者
 3. 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 4. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 5. 文部科学大臣の指定した者
 6. 本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 本学大学院博士課程（後期）に入学し得る者は次の資格を有する者とする。
 1. 修士の学位を有する者
 2. 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者

3. 文部科学大臣の指定した者
 4. 本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 第13条 本学大学院の入学時期は毎年4月とする。
- 2 本学大学院に入学を志願する者は所定の手続きを行わなければならない。
- 第14条 病気その他の事由によって休学しようとする者は、保証人連署のうえ願出のものとする。ただし、休学の期間は原則として1年以内とし、その期間は修業年限および在学期間の中に算入しない。
- 2 第1項により休学した者が復学を願出たときは、学長はこれを許可することができる。
- 第14条の2 退学しようとする者は、その理由を記載し、保証人連署のうえ、学長に願出なければならない。
- 第14条の3 次の各号の一つに該当する場合は、除籍する。
- 1 在学期間が所定の年数を超える者。
 - 2 学納金を滞納し、催告を受けても納付しない者。
- 第14条の4 本学大学院を退学、または除籍された者が、再び入学を志願したときは、選考のうえ、再入学を認めることができる。
- 第15条 他の大学院より本学大学院に、また本学大学院より他の大学院に転学しようとする者は事情によって許可する。
- 第16条 本学大学院に在籍し、外国の大学および大学院へ留学して、一定以上学修することを志望する者には、本人の教育上有益であると認められた場合に限り、これを許可することができる。
- 2 留学先で修得した単位については、大学院学則第18条の2に定める単位および第25条に定める単位と合わせて10単位を限度に、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 3 留学に関する事項は、別に定める。

第4章 教育課程および履修方法

- 第17条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に関する研究指導（以下、「研究指導」という。）によって行うものとする。
- 2 授業科目および単位数は、別表のとおりとする。
- 第18条 修士課程および博士課程（前期）の学生は、その属する専攻の授業科目について、30単位以上を修得しなければならない。
- 2 博士課程（後期）の学生は、その属する専攻の授業科目について、10単位を修得しなければならない。
 - 3 教育研究上有益と認めるときは、別に定めるところにより、修士課程および博士課程（前期）においては他専攻および本学学部の授業科目を、博士課程（後期）においては他専攻並びに修士課程および博士課程（前期）の授業科目を履修させることができる。
 - 4 修士課程および博士課程（前期）においては、前項の規定により他専攻の授業科目の履修により修得した単位は、8単位を限度に修得すべき単位に含めることができる。
- 第18条の2 修士課程および博士課程（前期）の学生が大学院において入学前に修得した単位については、大学院学則第16条第2項に定める単位および第25条に定める単位と合わせて10単位を限度に、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 第19条 修士学位論文等は、白百合女子大学大学院学位規則に従い、在学期間中の指定期日までに、学長に提出しなければならない。博士学位論文については、白百合女子大学大学院学位規則に従い、所定の方法で学長に提出するものとする。
- 第20条 修士課程および博士課程（前期）の学生は、授業科目の選択、研究一般および修士学位論文等の作

成について、指導教員の指導を受けるものとする。博士課程（後期）の学生は、授業科目の選択、研究一般および博士學位論文の作成について、指導教員の指導を受けるものとする。ただし、学生は、指導教員の承認を得て、学内外の他の教員の指導を受けることができる。

- 2 修士課程および博士課程（前期）の学生は、前項の規定により学外の他の教員の指導を受ける場合において、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第21条 本学大学院において、教育職員免許状（中学校専修および高等学校専修）を取得しようとする者は、授業科目中より教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める必要単位を修得しなければならない。

- 2 本学大学院において、取得できる教育職員免許状の教科および種類は、別にこれを定める。

第5章 他大学院との交流

第22条 教育研究上有益であると認めるときは、他大学院との間に委託特別聴講学生の交流および単位互換の協定を結ぶことができる。

- 2 委託特別聴講生の交流に関し、必要な細則は、当該課程、専攻ごとに定める。

第23条 学生が前条の規定により協定校の授業科目を聴講しようとするときは、指導教員の承認を得て、本学大学院を通じ当該協定校へ申し出るものとする。

第24条 協定校から委託があったときは、本学大学院学生の教育研究に支障のない範囲で特定の授業科目について聴講を認めることができる。

第25条 学生が協定校において履修した授業科目の単位は、大学院学則第16条第2項に定める単位および第18条の2に定める単位と合わせて10単位を限度に、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第6章 科目等履修生・研究生・外国人留学生

第26条 削除

第27条 本学大学院の授業科目の履修を希望する者がいるときは、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生の規程は別に定める。

第28条 第12条に定める各号の一に該当する者が、本学大学院研究科の教員指導の下に特定の研究を願い出たときは、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生の規程は別に定める。

第29条 本学大学院入学資格と同等以上の学力を有し、かつ外国公館の証明ある外国人学生は、選考のうえ、入学を許可することができる。

第7章 学納金

第30条 本学大学院の学納金は、別表のとおりとする。

第30条の2 やむを得ない事情があると認められた場合は、学納金の全部、またはその一部を免除することがある。

第30条の3 学納金に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 賞 罰

第31条 次の各号の一つに該当する者に対し、学長はこれを賞することがある。

- 1 成績の優秀な者。
- 2 学生自治の向上に尽力した者。
- 3 学生の範となる行為をした者。

第31条の2 学業成績が優秀かつ品行方正な者で、経済的に学業の継続が困難となった者に対し、学長はこれを奨学生とし、奨学金を給与または貸与することがある。

- 2 奨学金に関する事項は、別に定める。

第31条の3 本学大学院学生にして本学大学院の教育の方針にそむき、学生の本分を怠り、または成業の見込のない者に対し、学長は退学、停学または訓告の懲戒を加える。ただし、退学は、次の各号の一つに該当する者に対して行う。

- 1 性行不良で改善の見込がないと認められる者。
- 2 学業劣等で成業の見込がないと認められる者。
- 3 正当な理由がなくて出席常でない者。
- 4 学校の秩序を乱しその他学生の本分に反した者。

第9章 ウェルネスセンター

第32条 本学大学院生のため、ウェルネスセンターを置く。

- 2 ウェルネスセンターに関する事項は、別に定める。

付則 本学則は、平成2年4月1日から施行する。

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

本学則は、1999年（平成11年）4月1日から施行する。

本学則は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。

本学則は、2001年（平成13年）4月1日から施行する。

本学則は、2002年（平成14年）4月1日から施行する。

本学則は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

本学則は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。

本学則は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

本学則は、2009年（平成21年）2月1日から施行する。

本学則は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

本学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

本学則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。ただし、改正後の第5条第1項の規定は、2012年度入学者から適用するものとし、2011年度以前の入学者については、なお従前の例による。

本学則は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。ただし、改正後の第17条第2項別表および第30条別表第6項の規定については、2013年度入学者から適用する。

本学則は、2014年（平成26年）4月1日より施行する。ただし、改正後の第17条第2項別表、第18条、第18条の2および第25条の規定については、2014年度入学者から適用する。

本学則は、2015年（平成27年）4月1日より施行する。ただし、改正後の第17条第2項別表については、2015年度入学者から適用する。

本学則は、2016年（平成28年）4月1日より施行する。ただし、改正後の第17条第2項別表ならびに第30条別表第3項および第4項の規定については、2016年度入学者から適用する。

本学則は、2017年（平成29年）4月1日より施行する。ただし、改正後の第2条および第3条の規

定については、2017年度入学者から適用する。

第17条第2項 別表

1. 発達心理学専攻（博士課程（前期））

必選区分	科目名	単位数
必修	修士論文指導	2
選択必修	発達心理学特論 A	2
	発達心理学特論 B	2
	発達心理学特論 C	2
	発達心理学特論 D	2
	発達心理学特論 E	2
	臨床心理学特論	4
	認知心理学特論	2
	社会心理学特論	2
	教育心理学特論	2
	家族心理学特論	2
	老年心理学特論	2
	障害児心理学特論	2
	生理心理学特論	2
	精神医学特論	2
	心理療法特論	2
	臨床心理面接特論	4
	臨床心理査定演習	4
	臨床心理基礎実習	4
	臨床心理実習	4
	発達臨床実習 I	4
	発達臨床実習 II	4
	発達臨床心理学特論 A	2
	発達臨床心理学特論 B	2
	発達臨床心理学特論 C	2
	発達臨床心理学特論 D	2
	学校臨床心理学特論	2
	育児支援	2
	保育支援	2
	精神医学実習	2
	臨床心理学研究法特論	2
	心理学研究法特論	2
投影法特論	2	
子ども観察	2	

2. 発達心理学専攻（博士課程（後期））

必選区分	科目名	単位数
必修	研究指導	2
	心理学実験観察指導法 A	2
	心理学実験観察指導法 B	2

備考 研究指導は3か年にわたり履修しなければならない。

3. 児童文学専攻（博士課程（前期））

必選区分	科目名	単位数
必修	修士論文指導	2
選択必修	児童文学特殊研究 A	4
	児童文学特殊研究 B	4
	児童文学特殊研究 C	4
	児童文学特殊研究 D	4
	児童文学特殊研究 E	4
	児童文学演習 A	4
	児童文学演習 B	4
	海外児童文学特殊研究 A	4
	海外児童文学特殊研究 B	4
	海外児童文学特殊研究 C	4
	海外児童文学特殊研究 D	4
	海外児童文学演習	4
	伝承文学特殊研究	4
	児童文化特殊研究 A	4
	児童文化特殊研究 B	4

4. 児童文学専攻（博士課程（後期））

必選区分	科目名	単位数
必修	研究指導	2
選択必修	児童文学研究法 A	4
	児童文学研究法 B	4

備考 研究指導は3か年にわたり履修しなければならない。

5. 国語国文学専攻（修士課程）

必選区分	科目名	単位数
選択必修 I	修士論文指導	2
	特定の課題に関する研究指導	2
選択必修 II	国語学演習（古代語）	4
	国語学演習（近代語）	4
	国語学特殊研究	4
	古代文学演習 A	4
	古代文学演習 B	4
	中世文学演習	4
	近世文学演習	4
	近代文学演習 A	4
	近代文学演習 B	4
	近代文学演習 C	4
	近代文学演習 D	4
	中国文学特殊研究	4
	日本漢文学演習	4

	日本語教育研究 A	4
	日本語教育研究 B	4
	日本語教育演習	4
	オムニバス A	2
	オムニバス B	2

6. フランス語フランス文学専攻（修士課程）

必選区分	科目名	単位数
必修	フランス語解釈演習	4
	フランス語表現演習	4
選択必修 I	修士論文指導	2
	特定の課題に関する研究指導	2
選択必修 II	フランス語学研究 A	4
	フランス語学研究 B	4
	フランス文学研究 A	4
	フランス文学研究 B	4
	フランス文化史研究 A	4
	フランス文化史研究 B	4
	フランス語翻訳研究 A	4
	フランス語翻訳研究 B	4
	フランス語教育研究 A	4
	フランス語教育研究 B	4
	オムニバス A	2
	オムニバス B	2

7. 英語英文学専攻（修士課程）

必選区分	科目名	単位数
選択必修 I	修士論文指導	2
	特定の課題に関する研究指導	2
選択必修 II	英語学演習 A	4
	英語学演習 B	4
	英語学演習 C	4
	英語学演習 D	4
	英語学演習 E	4
	英語学演習 F	4
	英語学演習 G	4
	英米文学演習 A	4
	英米文学演習 B	4
	英米文学演習 C	4
	英米文学演習 D	4
	英米文学演習 E	4
	英米文学演習 F	4
	英米文学演習 G	4
	英米文学演習 H	4
	英米文化演習	4

	比較文化・文学演習	4
	オムニバス A	2
	オムニバス B	2

8. 言語・文学専攻（博士課程（後期））

必選区分	科目名	単位数
必修	研究指導	2
	オムニバス A	2
	オムニバス B	2

備考 研究指導は3か年にわたり履修しなければならない。

第30条 別表： 大学院学納金

1. 大学院の学納金は次のとおりである。

科目	金額	備考
入学検定料	35,000円	
入学金	300,000円	入学時のみ
授業料	640,000円	
施設設備費	140,000円	
心理学実験実習費	25,000円	発達心理学専攻のみ

2. シャルトル聖パウロ修道女会の会員（志願者を含む）に対して、学納金を免除することができる。
3. 本学（本学大学院を含む）および仙台白百合女子大学出身者の入学金は免除する。
4. 本学（本学大学院を含む）および仙台白百合女子大学出身者の授業料および施設設備費は2分の1に減額する。
5. 1997年度（平成9年度）から私費外国人留学生（正規）に対し、授業料を2分の1に減額する。減額分は、後期授業料より差し引くものとする。ただし、学生の本分にもとる行為をなした場合は、減免措置を取り消す。
6. 博士課程（後期）学生のうち、所定の単位を修得し3年を超えて在学する者の授業料は30,000円、施設設備費は25,000円とする。この場合において、前2項の規定は適用しない。